

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年12月8日

(開会宣言 午前 9:56)

委員 長

定刻より少し早いですけど、皆さんおそろいなので、ただいまから総務文教常任委員会を始めさせてもらいたいと思います。

(挨拶)

議長、挨拶をよろしくお願いします。

議 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございます。

町長、挨拶をよろしくお願いします。

町 長

(挨拶)

委員 長

本日は、委員全員が出席されております。また、議長にも御同席いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長及び両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

去る11月27日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第81号から議案第84号までの4議案で、議案の説明については、11月27日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることといたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

令和3年度の支給割合のときに、このときってちょうどコロナ

禍で非常に厳しいときだったんですけど、この人事院勧告って、国の一般職職員が4.45だったんですけど、このときに自治体間で大分違いが出てきていまして、例えば美浜町は国と同じ4.45だったんですけど、福井県の職員は4.30とか、いつも大体、委員管理のデータでは、国と県と、美浜町であれば美浜町というふうに比較されとって大体一緒やったんですけど、この令和3年度のコロナ禍のときにちょっと県とのずれが生じたことがあって、そういったのを見ていますと、今回、人事院勧告を出されとるわけですけども、コロナ禍のような状況やった場合に、自治体の裁量で数値が変わるとい、変えてもいいみたいな裁量はあるんですかね。

委員 長

総務課長。

総務課長

勧告でございますので、ある程度はあるかなと思いますが、国とすると、こういった形で改定を進めるようにという指導という考え方で解釈をしております。

委員 長

河本委員。

河本委員

人事院勧告を超えとなると、その人事院勧告って民間の支給割合と整合性を持って国家公務員の支給割合を決めとるんで、結構民間レベルというのがよく分かるんですけど、それを超えていくと、ちょっと社会情勢と逸脱しとるのかなと思うけど、結局そのコロナ禍のときに、例えば公務の仕事が少なくなったので、民間も厳しい状況があったら人事院勧告どおりに上げられないとか、そういう人事院勧告を上回らなければ、裁量というのは、今言ったように一定認められとるといことなんですかね。

委員 長

総務課長。

総務課長

基本的には、給料につきましては条例のほうで定めるということになっておりますので、ある程度のことは考えられるかなと思いますが、国民感情とかそういったこともありますし、民間との格差があまり広過ぎますと、実際、確保という部分でいろいろ支障も出てくると思いますので、そういった勧告に従って美浜町は進めているということでございます。

委員 長

ほかに質疑はございませんか。

梅津委員。

梅津委員

ちょっと私も勉強不足で分からないんですけども、自治体、要

は公務員の勤勉手当というのはどうなんでしょう。業務成績での報奨であるんじゃないかと思うんですけども。

この辺の評価は、民間並みに上司がいろいろ査定して、それで面談もし、おたくの出来高はこれだけやったので、これだけにしなさいねというふうな枠組みをつくっているのかどうか、その辺を教えてくださいんですけども。

委員 長
総務課長

総務課長。

美浜町のほうでは、評価というのがそれぞれ、例えば主査以下ですと、一旦課長補佐が第一次審査をしまして、第二次審査を課長がします。その上で総務課長が調整をするということで、その結果をもって三役会とかにかけて、この評価で正しいかどうかという判断をしながら、今回の場合ですと、勤勉手当については、通常、普通は0.05、それより少しいいと1.15、それよりちょっと悪いと0.95という形で、少しずつ差をつけながら、評価に基づいた勤勉手当の支給というのをさせていただいているということになります。

5段階方式で評価をさせていただいております。

梅津委員

よく分かりました。

もう一つお願いいたします。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

この評価をする場合は、予算というのは財源というのが決まってくるので、そのパイが決まってる以上は、それをうまく割り振りしてそのパイに合わすというふうな、企業並みのやり方をやっているということで考えればよろしいでしょうかね。

例えばA評価の人が10人もおって、A評価ばかり10人出したら上がってしまいますので。それはパイの中で均等に、それぞれの評価を割り振ってつけていく、評価するというやり方ですか。

委員 長
総務課長

総務課長。

今回、先ほどちょっと説明させていただいたんですが、勤務評価が5段階になっております。

一番真ん中がB、それよりいいとA、Sという形で上はありますし、下はC、Dという形であります。

S評価、A評価というのは全体の3割以内という規定があります

ので、そういったところで枠を超えないような配慮をするという形でございます。

委員 長

梅津委員。

梅津委員

よく理解できました。

委員 長

ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第81号についての質疑を終わります。

次に、議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

私、この議案に賛成なんですけども、いろんな人から話を聞くと、ちょっと疑問にあるところもあるので、自分自身がその疑問を解決しておきたいなという部分をお聞きしますけど、人事院勧告を見ると、ボーナスを0.10月引き上げることが書いてあって、民間の支給状況などを踏まえて、期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分というふうなことが書いてあります。

しかし、特別職になると、期末手当の支給しかないから勤勉手当がないですということ、0.50月しか引き上げられないんじゃないのという疑問の声があるんです。

それを、今回、町長、特別職の常勤の者を0.10月分引き上げるとするのは、これはどういった考えをもって0.10月というふうになるんでしょうかね。

委員 長

総務課長。

総務課長

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与改定を踏まえるということになっております。

この国家公務員というのは、一般職に準じる国家公務員というのはどういった職を指すかということ、国の場につきましては、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣、大臣政務官、秘書官など、そういった方々が対象になりまして、その方が今回3.40月という形で期末手当の対象になるわけなんですけど、この3.40月という

のは、一般職の期末手当の大体75%を目途にしたところで率を定めているというふうに人事院からは聞いております。

そういった中で3.40月という形をやりまして、今回、5年度につきましては、もう12月分しか調整がありませんので、そこで0.1月、来年度以降につきましては6月、12月がありますので、それを均等に割るという形の中でその配分を考えさせていただいているということでございます。

委員長

河本委員。

河本委員

総理大臣とか国会議員の、総理大臣とかのレベルに支給割合を合わせるとということなんですかね。

委員長

総務課長。

委員長

一般職の給与改定に準ずる国家公務員というのはそういう職になりますので、そこに合わせて、常勤の特別職については、それに準じた率を持ってきているという形の話になります。

委員長

河本委員。

河本委員

これも令和3年の支給割合の実績なんですけど、例えば福井県の知事は期末手当3.25月分やったんですよ。美浜町の首長はそのときに3.35やったんです。永平寺は町長が2.95で、議員が3.25で、議員より期末手当の額を低くしていたんですけど、これはやっぱりコロナ禍の状況があって、各首長の中の判断で率を決められたと思うんですけど、そういった裁量というのはやっぱり首長の中でもあるという考えでよろしいですかね。

委員長

総務課長。

総務課長

それぞれ、県とか自治体で取り組まれておることでございますので、その考え方の中で進められたことだというふうに考えております。

委員長

河本委員。

河本委員

考え方の中で、人事院勧告で4.50、今回やっとなるじゃないですか。要するに先ほど一緒になるんですけど、一般職職員は期末手当と勤勉手当があるから、特別職は期末手当の支給しかないの、単純に人事院勧告の数字だけ見ていると、特別職が2.45しか支給されないんじゃないかという、そういう疑問の声があるんですけど、先ほど言っていたように、そういったことじゃなくて、総理大

臣とかの行政、特別職のことを考えると、3.40というところに合わせているから、その根拠は3.40にしている、美浜町も3.40にしているということではないですか。

委員長

総務課長。

総務課長

特別職につきましては、勤勉手当という考え方は基本的にはないかなと。誰かが評価をして、その評価実績に基づいて支給するという考え方はないのかなと思っております。

そこで、それを、一般職に足した4.40に対して、その75%を期末手当にするということで、期末手当だけの比較をすると特別職のほうが高くなっているというのはそういう理由かなと思いますので、ある程度考え方として、勤勉手当の考え方はありませんが、支給額に対する考え方はそこで調整されているのかなというふうには思っております。

委員長

河本委員。

河本委員

支給額で言うと、町長の場合ですけれども、給与掛ける役職の加算みたいなのが1.15ありまして、それに、今回で言えば3.40を掛けるわけですけれども、そうやって年間の支給額を出しますと約332万円になるんですけど、一般職の職員の平均給与が34万程度と仮定して、一般職職員の役職給を1.10ぐらいで掛けますと、その一般職職員のボーナスの支給額というのが168万円になるんですね。

課長級であれば、課長級だけで言えば200万円を超える額になると思うんですけど、その支給額を見たときにも、首長と課長級でさえ100万円以上差が出てくるので、そういった背景もちゃんと考えて、その支給割合を4.50よりも低い3.40ぐらいの値で見とるのかなというのもちょっと、そういう背景があるのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

委員長

総務課長。

総務課長

すみません。そこまで詳細、なかなか判断しづらいところなんですけど、人事院勧告としてはそういったところも踏まえての話かなとは思っております。

そういったところで民間とのバランスをどう取っていくかということとか、非常勤と常勤の違いといったことも踏まえて、そうい

った考え方の下、勧告をされているというふうに考えております。

委員 長

河本委員。

河本委員

先ほどから令和3年度の支給割合の実績でしゃべったりもしているんですけども、各自治体でも違いがありますしね。

例えば議員よりも首長が低くなった場合も過去にありましたし、先ほど紹介したように永平寺とかね。あと、神奈川県でも議員が期末手当4.30月分で、職員も4.30月で、議員と職員が一緒やったんですけど、知事は3.25月分で知事のほうが高かったという場合もありますし、横浜市とか葉山町というのは、首長と職員と議員の期末手当の支給額が同じで、そういった自治体もあるので、そういったところの自治体もあるということは御紹介させていただいて、意見だけにしておきます。そういった事例もあるということ。

委員 長

ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第82号についての質疑を終わります。

次に、議案第83号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第83号についての質疑を終わります。

次に、議案第84号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで議案第84号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案4件の質疑を終了いたします。

それでは、各委員会等の採決の前に、議員間討議の場を設けることができると決定しております。

本委員会に付託された4件の事案に関し、討論はございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、ないようですので、ただいまから採決のほうに入り

たいと思います。

議案第 8 1 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 8 1 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 8 2 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 8 2 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第 8 3 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 8 3 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成であります。
よって、議案第84号は全員賛成をもって承認することに決しました。
以上で、本委員会に付託されました議案4件の審査を終わりました。
この後は、6月、9月定例会に引き続き、集落元気プラン推進事業補助金についての所管事務調査を行いますので、当該調査に係る理事者以外の方はこれで退席していただいて結構です。お忙しい中ありがとうございました。
(理事者退席)

委員長 それでは、皆さんお集まりのようなので、ただいまから集落元気プラン推進事業補助金についての所管事務調査を行います。
それでは、所管課であるまちづくり推進課長から、9月定例会から現在までの事業の進捗状況等についての説明を求めます。
まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (詳細説明)

委員長 議長。
議長 質問じゃないんですけど、これは字が違っているということではないんですよね。興道寺区前区民、前の区民と書いてあるけど、全部の区民という意味でのあれやね。
それだけちょっと聞きたい。それは全部ということやね。

委員長 まちづくり推進課長。
まちづくり推進課長 申し訳ありません。そうですね、興道寺区の元気宣言は、全区民が、全ての区民が健康でということ。
申し訳ありません。訂正でお願いいたします。

委員長 そのほか、今の進捗状況だけじゃなくて、この集落元気プラン推進事業補助金全般についても結構ですので、何か質疑があれば。
松下委員。

松下委員 宮代区のほうで、獣害柵の設置ということが記載されているんですけど、これは、物資のほかに工事の分も皆、支出ということの理解でよろしいのでしょうか。
まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐 宮代区さん、今御質問がありましたとおり、工事費も全て込みと

ということで申請がございまして、補助金を支出している状況です。

委員長

そのほかございませんか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、これで集落元気プラン推進事業補助金についての質疑を終わります。

理事者の方はこれで退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(理事者退席)

委員長

それでは、ただいまから議員間討議としまして、報告書の確認というか、報告のほうもしたいんですけど、その前に議員間で何か意見等ありましたら。

特にはないですかね。

ないようなので、今お渡しした報告書の案を僕のほうで作らせてもらったので、簡単に一読だけお願いします。

今から報告していくんですけど、報告しながら、委員の皆様にはしっかり確認と、また、ここら辺をこうやって修正したほうがいいんじゃないかなというところがあれば、そういう意見を言ってもらえればまた後で委員長、副委員長のほうでまた修正をしたいと思いますので、いろいろな意見をよろしくお願いします。

まず、報告書の構成としまして、大きく1番の初めから始まりまして、12番の終わりにまで、12項に分けて報告書を作成しました。

この構成の仕方については、いろいろな他市町の所管事務調査がネット上で出ていますので、そこら辺を参考にしながら自分のほうでは作成したんですけど、この構成の仕方について、もうちょっと何か、もう1個これを入れたほうがいいのか。基本的にはあまり、抜くことは特にせんでいいかなと個人的には思うんですけど、何かそこら辺の構成のところ意見がある方はございますか。

僕もそんなに数多く見たわけではないので、最後の図の12番の終わりにというところは、結構どっちかというところのほうが多いのかなという感じなんですけど、僕的には今回、初めて議会としては事務調査をしましたし、所管事務調査に、携わってもらった町職員の方にもしっかりお礼するということが大事かなと思いましたので、個人的な判断で、一応終わりにの12番のと

ころの文章を入れさせてもらいました。

初めから、最初のほうから一個一個確認していきたいと思うので、よろしくお願いします。

1番の初めになんですけど、美浜町議会総務文教常任委員会において、所管事務調査として下記の項目について調査を行った結果を以下のように報告する。

ここは特に直す必要は、決まりきったようなものなんですけど、ここについて何か意見はございますか。

ないようですので、次の調査事項としまして、集落元気プラン推進事業についてということで、これもこれでよろしいですかね。

3番の調査目的なんですけど、基本的にはここをちょっと、河本さんのほうから、最初の調査依頼を受けた文書を基に作成させてもらっています。

大きく3つに分けてありますので、ちょっと今読みますと、1番、実施された各集落のプラン策定状況の内容を確認し、委員会として検討評価を行うことで、各集落が考える地域課題や主要な活動状況を把握し、町の施策がどのように町民に寄与しているのかを調査する。

2番、議会としての施策立案などの活動や関連する付託議案の審査に生かす。

3番、令和5年度当初予算で示された集落元気プラン推進事業についても執行機関を監視し、チェックする等の役割を果たし、委員会の自主的な権限を行使することで町民の負託に応える。

この4つを調査目的で書かせてもらってるんですけど、このほかに何か付け加えること等があれば、何か意見をいただきたいんですけど。

僕、書いって一個思ったのが、この1番のところ、もともと調査目的って書いてあるのに、寄与しているのかを調査するという、調査と入れてあるんですけど、これはどうなんですかね。合ってるのか合っていないのかが正直。

入れたほうがいいのか入れんほうがいいのかちょっと、個人的にはちょっと判断が難しかったんですけど、どう思われますか。

河本委員

結果的に、町民が立案して、それに対する事業を補助しながら

やっとするので、寄与しているのでもいいと思う。

委員 長

それはいいですけど、最後の調査をするという書き方が。調査目的なので調査するための目的じゃなくて。

河本委員

調査して聞いて資料を出させて、それで調査をしたので。僕は寄与しているかと思うから、別にそれは調査結果として調査したと言える、できる。

委員 長

そしたら、このままで調査するで。

梅津委員

フォローしたというとおかしいか。

委員 長

フォローはちょっと違うかなと思うんですけどね。

辻井委員

フォローは違いますね。調査でいいです。調査でいいと思います。

委員 長

はい。

そしたら、このままの書き方でよろしいですかね。

4番の調査期間としまして、令和5年度6月定例会から12月定例会。今回の定例会で報告書を作って報告をしようと思しますので、一応こういうふうな書き方にしています。

5番の調査方法なんですけど、今回、本委員会がやったことを書いてあります。

町行政の担当課に、集落元気プラン推進事業に関する資料、内容の詳細説明を求め、調査事項について質疑、または委員会で議員間討議を行う。

よろしいですかね、ここは。

はい。

6番の調査についてなんですけど、6月から始まりまして、3回行っています。今回が3回目になるんですけど、それも大体のやることを想定されましたので、僕のほうでは先に書かせてもらっています。

1回目、藤本さんがおられなかったのでちらっと言いますと、1回目は、まちづくり推進課から集落元気プラン推進事業についての全体の概要の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行った。また、委員間で意見交換会を行ったになっていますし、2回目については、概要の説明は1回目でされていますので、まちづくり推進課から集落元気プラン推進事業について、6月以降の進捗状況等の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行っ

た。また、委員間で意見を行ったというふうには書かせてもらっています。

今回の3回目に関しては、まちづくり推進課から集落元気プラン推進事業について、6月以降の進捗状況の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行った。また、委員間で意見交換を行ったというような書き方をさせてもらっています。

委員長 辻井副委員長。

辻井委員 委員会に議長にも出席してもらって、議長もちょっと意見もあったと思うんですけども、報告の中に議長を入れるかどうかの確認をお願いします。

委員長 そうですね。ちょっと僕のほう、抜けていました。

僕の考えとしては、議長の名前も入れたほうが良いと思っています。

辻井委員 議長を1にして、委員を2に。

委員長 そうですね。

辻井委員 それで議長の名前にするとか。

議長として1名、議長として括弧書きで名前を入れて、委員6名で括弧で書いたらいい。

委員長 そしたら、そのような方向で修正させてもらいますし、書いてある内容についてはこれでよろしいですか。

ありがとうございます。

次の7番の事業概要なんですけど、ここ、ちょっと悩んで、ほとんど、ほかのところを見ても正直書いていないところが多いんですけど、この報告書を一冊で見たときに、こうやって書いてあったほうが分かりやすいかなと思って個人的に書いたんですけど、ここの事業概要について、皆さんどう思われますかね。

河本委員。

河本委員 一番下の連携補助枠のところ、複数集落で活動した場合に、一集落あたり10万円を上限に支援するというのが、上のやつと多分別枠で、何か出るという話だったですよ。

委員長 そうです。

河本委員 そういうことを書いてあげておくといいかなと思います。

委員長 分かりました。

河本委員 分かりやすいかなと。
議 長 別枠やったっけ。
委員 長 別枠です。
河本委員 多分そうやったと思う。
委員 長 別枠ですね。
河本委員 そういうことを書いてあったらやっぱり、調査して別枠で使えるんだねというのが分かるから、一番いいかなと思います。
委員 長 ありがとうございます。
河本委員 あと、その上のところの元気プランの策定支援とか活動支援、やりましたよというところがあるじゃないですか。
委員 長 上の。
河本委員 活動支援。策定して活動支援まで進みましたよ、予算使いました、それが既定の金額よりも少ない金額で収まった場合は、残りの部分を事業としてやれるみたいなことを書いてありましたよね。上限枠まで目いっぱい使えますよと。
委員 長 はい。
河本委員 そういうところも補足しておいたらいいかなと思います。
委員 長 事業概要のところね、はい。
辻井委員 めいいっぱい使えるということやな、期限内やったら。
河本委員 そうそう。
委員 長 今、7番の事業概要のところについて。連携補助枠の10万円の金額というのはまた別枠で使えるということと、期限内であれば何回も活動ができるというところを追加してほしいという意見が出ましたけど、そのほかに何か追加した方がいいようなことがあれば。
松下委員。 松下委員。
松下委員 調査の報告を見ていると、集落自体が自分たちの将来について明確に具体的な危機感を持っていないというか、それは一応感じるんですね。これはいろんなところで書かれてはいるんですけど。
令和2年から6年までという予算の条件をつけているんですけど、集落元気プランと言っていますが、なかなか理解されていない部分もあると思うんですね。
それで、今後、この目的というか、これできちっと分かりましたと終わってしまうのか、次の、発展的にどうこの集落元気プラン

を、もっと予算を増やしていくとかもっと根本的なところに突っ込んでいくとか、その辺がなかなか集落の人にも見えないし、議会としても見えないんじゃないかなと思うので、その辺をちょっと入れてもらったほうがいいかなという、指定の中にね。

委員長

今の松下さんの意見で言うと、今、7番の事業概要のところを言っているんですけど、9番の課題であったり10番のまとめ、11番の提言のところら辺で入れるところかなと思うので、またそのときに言っただけであれば、またそのような。

松下委員

ちょっと、一言だけ言っておきたいんや。それでいいんです。

委員長

あと、そのほかはないですかね、事業概要のところでは。

ないようですので、次、8番の調査によって判明したことの中で、結構これもほかのところを見ると、こういう箇条書じゃなくて、文書で書いてあるようなところが多いんですけど、正直なところを言うと、文章で書くのってなかなか正直難しいところがありました。

箇条書で書いたんですけど、最初のほうはやっぱりどうしても文章をつくりたかったという気持ちがあったんですけど、最後ら辺になってくると、やっぱり箇条書で書いておいたほうが分かりやすいところもあるのかなというふうなことを自分的に思ったので、これでも個人的にはいいのかなと。

もう少し、今回3回の調査で終わっていますけど、大体年間とかですのような調査も今後出てくるかと思います。そのようなときは、あまり箇条書で書くと物すごい膨大な量になるので、そういうときは文章で書くというのも一個の手かなと思うんですけど、今回に関しては、箇条書で書くというのも一つの手かなと個人的には思っていますけど、そこら辺の意見とか、書いてある内容について、何か御意見はございますか。

辻井委員

箇条書のほうが見やすいと思うので、いいと思います。

委員長

ありがとうございます。

それでは、よろしいということなので。

内容のほうもこれでよろしいですか。

ある程度は、出た意見は、基本的には載せたつもりでいます。

松下さんからも山菜関係のことで多くの意見が出ていたんですけど

ど、それは前回の6月のときにがんばる美浜人でしようという話に落ち着いたので、そこら辺については書いていないというところもあります。

次、課題のところに行きますので、またそのときに意見があれば言ってください。

9番の課題なんですけど、ここが結構何を書くかってすごい重要かなとは個人的に思っているんで、ここをしっかりと書くことが大事やと思っていますので、何かこれ以外に御意見があれば、よろしくをお願いします。

河本委員。

河本委員

調査で判明したことのところにもあるんですけど、備品を購入している集落が多いということを行行政も課題にしていて、そういう問題があつて、実はこうしたいんやという、何か課題みたいなことも行政は行政として把握していたじゃないですか、その部分というのもここに書いてあげたほうがいいと思います。

何かそれが中心なつてしまつて、本来の目的でちょっとずれてしまったというところを課題としても行政は把握しとつたから、そこはちょっと上げといてあげたほうがいいと。

委員長

一応、個人的にはその2個目のところで大きく考えてそういうふうを書く感じですけど、個別にまた書くというのもいいと思いますので、それは入れます。

中牟田委員。

中牟田委員

ここでお話していることなのか分からないんですけど、区長だけに負担がかかっているってありますよね。

その当時、そういうふうに思っていたんですけど、いざやってみようと思つて動き出すと、区長さんだけじゃなくて、地域には民生委員さんもいらっしゃるし、福祉委員さんもいらっしゃるし、そういうみんなが集まつて話をして何をしたいかって考えていけないのではないかなというのは最近、それでどうしても集落の中に、ほかのところは分からないんですけど、私がいる集落では、今までしてきたことがないことをするのは駄目なんですよ。駄目というか、それはいろいろとあかんと、昔どおりしたいと。

だから民生委員さんは民生委員さんで、我々、サロンはもう民生委員だけでやりたいと、こういうふうにおっしゃって。

だからその集落元気プランなんだから集落に役員さんたちが集まって、一つのことを考えて、住民さんに広めてというふうにしなないと、それで何もすることがないから何か備品でも買っとこうかという感じになって。それで、サロンに幾らぐらい補助が出ているんですかと聞いたら3万円なんて。お菓子でも買って配ろうと思っていますと言いますというから、何かすごいもったいない気がするんですよ。

委員 長
中牟田委員

3万円というのは？

ですから、サロンには3万円の補助がでている。

だから、結局備品を買うとか物を買っても、何でもしたよというふうに終わってしまうこと。だから、そうではないじゃないですか、求めていることは。

だから、やっぱりまちづくり課には、そういう皆さんがコラボしてやっていけるようなことをアドバイスして行ってほしいなど。

委員 長

そういうあれですね、仕組みづくりみたいな。

そこら辺を一応、提言のまとめというのを、1個目の委員会をつくる必要があるとか、提言のところの3番で、区長だけに負担からんような、最初は仕組みづくりを構築することみたいなことが書いてあったんですけど、そういうふうなことですよ。

ありがとうございます。

議長。

議 長

課題であるとかまとめであるとか、今ずっと皆お書きいただいとるのは、僕はこれ、別に問題はないと思っています。

だけれども、一つだけをお願いしたいなと思うのは、事業の本来の目的であるが、理解されずに実施されている。また、集落主導でなくて行政主導で行われているというのが、僕は逆に言ったら、行政の職員が、担当している人の物すごく負担になるんじゃないかなと。

負担というか、その人たちがなんもやって、最終的には集落に渡さなあかんのやぞみたいな感覚の使命みたいな感じでおるやんか。逆に言ったら、10まで引き上げなあかんところを5つまで、5

まででも引き上げて、皆頑張ろうねという気で、やる気を起こさせるためには、行政はいつまでおまえら行政そんなして手を出すんやというんじゃないくて、僕は、後押しなんやからどンドンしてもらったらいと思う。

だけどそれは、今の補助金一つにしても、先ほど河本君が言っていたように、2つのところが個別で出るというのも書きなさいというのと同じで、制度が分かって分からないと思うんですよ。どれだけ、金でこれはこんなふうに使ったらどうですかという助言がないと、逆に言ったら、区長自身においても何していいんやということから始まって、ほんなら周りがおまえちょっと来いやと言って役員を呼んだところで、じゃあ一体何をすると聞いたときに、やはり僕は、そのときに職員さんが温度差というふうな表現をしたら気の毒やなと思うもので、こんなんでできませんか、こんなこともできますよ、あんなこともできますよという、差し水じゃないけど、そんなことができるんやというふうなことも。

僕は、せっかくいい制度をしながら、結局、その制度自体の内容を町民の人が、各区が本当に把握しているのかなと思うと。私、郷市の場合は、田辺正君もおり、山本の今の福祉課長もおり、一生懸命こうやろう、ああやろうといったときに、皆さんどうですかといったときに、みんながそれを各班で、いや、こういうこともいいんちゃうかというのは出てくるわね、差し水みたいに。だから、そういう意味では、職員が行政の主導ばかりじゃなくて、集落にやらせろというものの、集落が主体になって、こうやるべきや、ああやるべきやという言葉が出てくるまでは、やっぱり引っ張り上げていかなあかんと思うと、行政の職員さんにも、最終的には地域に渡さなあかんのやぞなんて、そんなふうな縛りみたいなことで、そういう意味では、僕は言うに言われんプレッシャーみたいなことがあるんちゃうかと。

そんなもん、そこまで言ったらというふうなあれがあるもので、一緒にやろうやというような自助、公助じゃないけども、やはり共にやるのが僕はこのあれやと思うから、行政だ、地域の各区やというようなことを区別するんじゃないくて、その人たちは、自分の地域の人の職員さんもいるんやから、共に一緒にやるというふ

うな思いもなかったらいかんのじゃないかなと思うもので。あまりにも行政、地域というふうに分けてしまわないで。行政の人やといたって住民さんやからさ。

だから、僕はそういう意味からすると、ごっちゃになったらややこしくなるけども、やっぱりそういう意味では。これは、書き方は難しいと思うよ、僕が今言っとることは。だけど、そういうふうな思いがあったほうがいいんじゃないかなと。

極端な話、白黒つけて、1、これは2、これは別というふうなことじゃなくてというふうな考え方も必要なんじゃないかなと思うんだけど。

申し訳ない。ややこしくして。

河本委員
委員長

ちょっといいですか。

はい。

河本委員。

河本委員

議長言われとったやつで、前回に会議したときに、各集落に行政職員がおるじゃないですか。そういった立案をするのに、やっぱり慣れた人がお手伝いするのがいいやろということで、集落に行政職員がおるようなところは、その行政職員がフォローアップして手伝っていきますということは回答しとったし、いないようなところは担当課が直接支援するような動きはつくっていきますとは答弁していましたけどね。

議長

今、河本君が言ったように、僕はそれを、この間も何かそういうふうな形でやっているんですというのは聞くけど、逆に言ったら、全然そこの住民じゃない人が、職員が手伝いますよといったときには、どうしたってその住民じゃないさかいに、おまえこれやないかというわけでもなし、やっぱりその辺のところがあるから、もう少し入り込めるような自由さを持って行ってやったほうがいいかなと思うけど。これは難しいことやけどね。

だけど、やっぱりそうじゃないと、その人の、そこの地域の、そう言うけどな、おまえらは行政やから分からんやろうなって、そういうふうなかけ合いやったら全然どうもならんから。その辺のところは難しいと思うんやって、全地区から職員が来ているかといったら定かじゃないもんね。

だから、その辺のところは難しいんだと思うんやけど、やっぱりこんなの、あんなのっていろんな形で。今、河本委員が言ったように、やっぱり長けた人、こういうふうな案もありますよ、あんなのもありますよと言ってあげられるような感じで、職員さんも勉強してもらわなあかんことやろうし、というふうな考え方というかな。共にやりましょうというふうなことを僕は必要なんちゃうかなと、区別するじゃなしに、と思うんです。

委員長 ありがとうございます。

松下委員。

松下委員 全ての集落が集落元気プランに前向きに、みんな出すということはあまりこだわらなくてもいいのかなと僕は思っとるんです。

むしろ、やる気を出して提案してきた人、集落、それに対して、それが動くようにどう指導できるかという視点がないと乗っていけないというか。

前回、僕も意見を言ったんですけど、新庄区は山菜を挙げて取り組むというところで、いろんなイベントも企画はしているんですけど、その点に関して、じゃあがんばる美浜人の支援がありますよというふうに言われて、そこで今申請書を書いたりしているんですけど。例えば、その天ぷらを揚げるのに必要な備品を買いたいと言うと、それはあかんって言われたりとか。それを、実際いろんなところで、がんばる美浜人を3回か4回かな、やった人から聞いて、松下さん、その天ぷらを揚げる機械を買われんてというふうに言われたので。そうすると、その中身、何がよくて何があかんというのは、がんばる美浜人も書いていないし。やり出したら、いろんな規制があっとうまくいかない、こういうケースが出てくるんやね。

さっきも議長が言ったけど、自由度のある、その地域の、これとはかく入手して、こうしたいんやというところをもう少し自由度があるようなプランにしないと。

僕らも、前の丸木課長が産業政策課のところにおったときに、これ、どんぐりさんがいろいろやっとなんで応募したらと言われて応募したんやけど、こういう物は買ったら駄目と言われて、それならもういいですとやめた経緯もあって。

そういう自由度というか、行政、職員が考えた規制があって、それでストップしてしまうというところがあるので、もう少し、集落が本当にこれを買って何をしたいというのであれば、その部分は範囲内でできるというような自由度を持たせた支援プランというものにしないと、なかなか、やろうとしたときにうまくいかないという状況でやめてしまうというケースが出てくると思うので、それを一言、言いたいなと思います。

委員長

ありがとうございます。

最初に議長から言われた、職員に負担がかかるというか、今は10番のまとめの2個目で書いてあるんですけど、ここにまとめてこの負担がかかると書くのはちょっとおかしいかなと思うので、これは、ここの集落担当職員がグループの中に入ると円滑に進むが負担がかかるというのは、その前の課題のほうに入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、それに対してどうですか。

藤本委員。

藤本委員

この頃いろんなプランがあると思うんですけど、このプランはどうですかじゃなしに、包括的にして、こういうプランがありますからということ提案して、その中から。区長の負担が多くなるというような意見もありますけども、そういうことを選択できるように、その説明を下ろしてやるのが大事かなと思うんです。今の集落元気プランの策定状況を見せていただくと、もうこれで完結しとる部分とか、継続しとるとか、いろいろありますので。

そういうことになってくると、早めに完結したところは次のプランになってくると思うんですよ。その期間内となると、ある程度飛びますので、そういうことも含めて、やっぱり継続して少しずつでもやっていけるように。

これは、美浜町が今はちょっと財政力的に余裕があるからいろんなことができるのかもしれませんが、これがもしこういうふうになってくるとどうなるのかということも加味しながら、今のうちにやるべきことをやっていただくのが必要かなと思いますので。

年間を通してプラン的なものを区長に全部かぶせるんじゃなしに、トータル的にこういうプランがありますということで選んでもらえることが大事かなと思うんです。それだけです。

河本委員

その事業の目的が、地域主体で考えたものに対して、予算をつけて活動を支援しますよという目的だから。そこは大事にしていかなあかん。

議長もおっしゃっていたんだけど、まとめの一番最後のところに、事業のフォローアップを実施してもらいたいと書いとるから、これを、地域の主体を尊重しつつ、プランの策定には行政のフォローアップを実施してもらいたいと書けば、ある程度はいいんじゃないかと思います。

委員長

もう一度よろしいですか。最後の事業フォローアップですね。

河本委員

地域の主体を尊重しつつ、プラン策定には行政のフォローアップを実施してもらいたい。そういうふうにしたいと行政も答弁していたし、そう書いてあげたら。

委員長

梅津委員。

梅津委員

まとめの②なんですけど、議長のおっしゃったことと相反するところがあるんですけども、集落担当職員がグループに入ると円滑に進むと、それは分かるんです。ここを集落担当じゃなくて、集落出身職員がそのグループにおると、本当に円滑に何でも進みます、確かに。

ところが、おまえちょっと来いや、おまえはよく分かっるとるんやからそこで話せえやという、なかなか負担がかかってくるんです。

ということで、ちょっとこれは難しいですけども、ここ、集落担当職員の負担を減らすためには、集落出身職員と変えてもらったほうが私はいいかなと思うんやけど。

議長

でも、そうすると全員おらん。

梅津委員

それが、議長もさっきおっしゃったと思うんですけど。

委員長

ただ、これ、今やっていることがこういうふうなことなので、それは今後、そういうふうな意見があれば、また提言のところでそれを入れるというのはありかなと思いますし、確かに個人的にも思います。自分の村やからやりやすい面もあれば、やりにくい面も、逆にやりにくい面のほうが多いかもしれん。ほかの全く知らん集落の人が言うほうが、結構何でも言えたりするときも正直あるので、そこら辺は。

梅津委員 やっぱり一緒にしたほうが。担当のほうが引き込んで、上の役職者の意見でも聞いてみて。

委員 長 そこら辺は実情でありますけど、それを解決するために何をしたらいいかというとなかなか正直難しいところじゃないかなとは思っていますね。

梅津委員 町長がどんどん引っ込めと言っとるけど、なかなか引っ込んでやるとかわいそうですから。

議 長 自分のところの地域やったら、逆に言ったら、分かりましたと、逆に言ったらなれ合いで言えるけどな。違うところは言いにくいな。

委員 長 松下委員。

松下委員 議論の中でも、集落元気プランという目標に対して、集落が本当に十分に理解した上で言っているかということ、行政の側の思いもあって、なかなか枠内に入った意見を出せない、そうするとお菓子でも買おうかという話になってくるのが落ちというか、そういうところがあると思うんですね。

さっきもちょっと言ったんですが、この導入期間、6年までという中での現状、そこから次、元気プランをどう拡大したり、もっと勢いづけていくかということ、我々も議会として見ていかないと、今回の6年までの状況では、こういう状況、レベルです。次、どこまで予算枠を増やすとか、もっと分かりやすく行政の職員がきちっと伝えにいくとか、動いたところをきっちりサポートできないと、そんなんやっても一緒やと、こういう結果になりそうな気もするので、その視点を議会としても、今後、提言になるかもしれないですけど、見ていかないとあかんのかなと思います。

委員 長 松下さんがやろうとしとることって結構すごい大きなことをしようと思っておると思うんです。

そういうのって各集落、そんな大きいことをするというのはなかなか正直難しいところであって。この事業がいいのは、自由度もかなり僕はあると思っていますし、各集落を対象にして、まず集落のその活性化につながる、まず第一歩目の事業やと思っとるんで、この事業に対してはバランス的にすごいいいかなとは思っていますし、2年度から6年度まで、人によってはちょっと、すぐ

やっとなるところとかを見ると、長いというような意見ももしかしたらもあるかもしれないですけど、やっぱり初歩的なところでなかなか時間がかかる集落もあるので、この期間の選定というか、それについては僕はいんじゃないかなと個人的には思っています。

また、松下さん、そういうもう少し大きなことをやるようなことに対しての支援というのは、新たな、もう少し違う事業をまた考えていく必要があるのかなと思いますし、この事業をそこまで大きくするというのはなかなか難しいんじゃないかなと、個人的には思いますけどね。

河本委員。

河本委員

提言のところになるんですけど、そういったことは。

やはり委員長が言われるように、この事業というのは、今までやったことがないような集落に、こういったことを提案してくれれば予算もつきますし、地元の事業として取り組んでくださいねというような、本当に第一歩的な事業やと思うんです。だから、集落元気プランの経験を生かして、地域主体の事業化につながる事業にステップアップしてもらいたいみたいな提言でいいと思うんです。

できるところはそういうステップに進んでいってもらって、そういう事業を支援する事業を予算化してつくっておけば、そういったところに参入できていくので。やっぱり、この事業をまず、取組を生かすというところが大事かなと。経験を生かして次のステップに進んでもらいたいという。

委員長

松下委員。

松下委員

いろんな集落の段階というか、あると思うんですね。新庄地区では、歴代の区長さんにこうした方でいいですと、いろいろ言ってきた経緯もあるんですけど、やっぱり議論にならない。

そういう中で僕らは、大きなことを言っていると言われますが、天ぷら祭りのイベント、四、五十万の支援があればかなり動きもよくなるので。それは僕らも、新庄地区で5人の仲間と区の仕事を受けて、一部を貯金しながら、その部分を使うという頭でおるんですけど。ほんまを言うとそれを営業に使いたいなというのは

あるんですけど、そういうところでこういう事業、あるいはがんばる美浜人の支援があるといいなということで、紹介されたのでそちらのほうに今向いているんですよね。なかなか難しい。

そういう意味では、発展的に、地域の課題、持っている課題、新庄地区なら新庄地区の具体的な課題を言っているの、それをどう発展させていける、そういう事業を町でつくっていくかとかです。

なかなかいい事業がないんやわ。実際、別な事業でというとな本当になかなかないので、そういうところを議会として。新庄以外でもそういうふうに発展的に出てくるケースがあるので、そこはやっぱり見たほうがいいかなというのが私の意見です。

委員長

今の意見の解決策になるかならないかは分かりませんが、新庄区のほうに、何度も言っていて、なかなかこの事業ができていない実情なんですけど、何でできていないかの理由まで僕は分からないのであれなんですけど、この提言の4番目に書いとるんですけど、集落の活性化につながる事業については負担金は徴収しないということで、今回8割補助してくれるので、2割って、普通に考えたら物すごくお得な事業やと思うんですけど、なかなか区としては、1万でも2万でも区のお金を使うということで、やっぱり区民全員の了解をもらわなあかんというところも多々あると思うので、そこら辺が、その負担金がなくなれば、地域のために頑張るといふ人を、わざわざ事業をせんといてくれというのはなかなか、普通に考えたらなりにくいんじゃないかなと。

ただ、一部の人しかあんまり利益が行かんようなことになると、なかなか区長さんとかも認めるわけにはいかないんですけど、区民全体に利益があるようなことに関してはどんどんやってくれというような方向になると思うので、そういう思いを持って、4番の負担金は徴収しないということのを僕的には入れさせてもらいました。

中牟田委員。

中牟田委員

この集落元気プランが始まったのは、コロナ禍を挟んでいるので、そのときにみんなが集まるということがやはり、3年間なくなってきているから。今は、本当にそれ、もっともっと集まりやすかった、

集落でも。

そういう状況ですけど、先ほど河本委員がおっしゃった、何でもいいから集落で何かをみんなでやるという、例えばカレーライスを作ってみみんなで食べようとか、みんなで買物ごっこをしようとか、そういう簡単なところからその集落ができることをやっていって積み重ねしていくことをしないと。

場当たりな元気プランのことを言っても必要ないんでって言われる。だから、何か、区長さんと民生委員さんと福祉委員さんとそのぐらいの感じで。そこに行政が入って核をつくれれば、やっぱりその人たちと、お世話してくださる人たちにまず核をつくらなあかんと思います。

委員 長

ありがとうございます。

議 長

地域に応じて違うんやな。

河本委員

地域によって違うから、細かいところはやっぱりそのこの地区で解決していかないと。

議 長

菅浜のやつは、あれは関係ないんやな。

梅津委員

関係ない。スタートはこれですよ。

議 長

これか。

梅津委員

これもちょっと、走らんことには何も上がっていかんから。

委員 長

関わっとるんですね。

梅津委員

総合的に、じわじわと、この金を使いながら。

中牟田委員

菅浜のやつ、佐柿のとか。

河本委員

上手にやれるところはやれる。

委員 長

松下委員。

松下委員

新庄地区のケースですと、結構資金的に豊かな地域なので、役員の人に聞くと、プランをつくってせんでも、そんなもんいつでもできるみたいな、そういう発想が。

それで、プランのつくり方なんかでも、面倒くさいとか、そういう話で止まってしまうんや。

僕らは、入ったほうがいいですよとは言ったんやけど、なかなか、この資金の事業で自分たちの思いを文章に書いて出すと言っても、なかなか新庄地区に関しては動かないというところですね。

委員 長

そういう意見も1回目のときに言われていましたね。支援が必

要じゃないという集落さんがあるというようなことは言われていました。それは書いてあります。

ほかに何か。

課題とまとめはそこら辺にさせてもらって、最後の提言のところ。

さっきも河本委員が言われていました、今回のきっかけに、また次のステップアップになるようなやつを一つ増やすのと、松下さんから、もうちょっと自由度ですかね、事業の中の内容の自由度を上げてほしいというようなこともあったので、そこら辺をうまいこと含めて。あんまり数を多くすると何が言いたいんやというのが分からなくなってくるので、どれだけ多くても4つが多分限界かな。できたら3つぐらいが一番よかったと思っとるんですけど、4つぐらいまでの中で、優先順位をつけて書かせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の12番の終わりのところの書き方なんですけど、もうちょっと個人的にはうまく書けるんじゃないかなとは思っとるんですけど、何か言っただけだと助かります。

松下議員。

松下委員

こういうことを僕も初めて議員としてやっと思とるんですけど、なかなか面白いなど。個別に深めていく、課題があれば提案する、これは議会のやり方としては非常にいいケースではないかなというふうに思っています。そこはみんな共通して思っておられると思うんですけどね。

今後ともこういう課題を深めながら、行政とつながっていくという姿勢を持つべきだというふうに、分かるところがあればいいかなと思います。

委員長

僕も思いは同じで。ただ、この書き方だけがもうちょっと、その思いが伝わるような言葉があるんじゃないかなと書いて思っただので、何か。

議長。

議長

その言葉にできるのかどうかというのは分からんけども、行政というのは、予算を組んで物事をしたときに、費用対効果というのはほとんど考えない。考えないという言い方は失礼な話やけど、だけど、使っと思とる分で何かができるというのは、これは評価があると

思うんやけど、やっぱりそういうもののプランをして皆さんに使ってもらおうというような予算であれば、こういうふうな調査をして、こんなふうにつくられているんだなということを知らしめるというか、皆さんに公表するという意味からすると、僕は価値があったんじゃないかなと。

要するに、行政としての費用対効果というものの、議会として、これはどないつけているんやというようなことの結果を見るという部分では価値があったものでないのかなと思う。簡単なことやけれども、結果は。だけど、どう使われて、どういうふうな結果出とるんやということは、僕は費用対効果の価値があるのかなと思って。これは、逆に行政に、えらいすみません、ありがとうと言われてもいいんじゃないかなぐらいの思いはある。と思うことはあります。

委員長
河本委員

河本委員。

終わりのこの文章は、委員長の思いとかが詰まっていいたは思うんです。

今回、やっぱり意義があったというのは、委員会って、ただ行政の提案を審査するんじゃないなくて、所管事務調査という自身を調査できる権限があるので、それを初めて今回行使したわけですよ。

その中で、議員一人一人が行政に対して何かしてくれとか要望するんじゃないなくて、委員会という、ちゃんと権威あるものが提言をするというのは、本当に議会とか委員会としての役割というのを行使して、住民の福祉向上のために我々は活動をしているので、委員会としての役割をちゃんと、議案の審査だけじゃなしに行使した委員会になったという一つの証明、実績であるので、非常にやってよかったなというふうに思います。

委員長

ありがとうございます。

中牟田委員。

中牟田委員

私も最初全然知らなくて、この元気プランのこと、菅浜と佐柿がどうしてあんなふうにできるのかなと思って、うちの担当の人に聞きに行ったんです。どうして佐柿や菅浜はあんなふうにして助成金をもらってやっているのと言ったら、大藪もできるんですって、ええっていう感じで、それで初めて知ったんですね。

そして、こういうふうに取り組んでいただいて、自分も意識して考えたり思ったりするようになったところで、今度また地域でできたらお手伝いできるなどということ、よかったと思います。やっぱりこういうふうにしていきたいと思います、これからも一つずつ。

お疲れさまでした。

委員 長

ありがとうございます。

副委員長、最後に締めなくていいですか。特に、何かないですか。

辻井委員

きれいにまとめたので、これでいいです。

委員 長

そしたら、皆さん、ありがとうございました。

それでは、調査が完了いたしましたので、調査内容等について取りまとめた上、委員会報告書を作成し、本会議にて報告することにしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議ございませんので、本会議にて報告することといたします。

なお、委員長報告書の作成については、委員長に御一任いただきたく、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がございませんので、委員長に一任とさせていただきます。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

挨拶は終わってからにします。

副委員長

(挨拶)

(閉会宣言 午前 11 : 25)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 幸丈 佑馬